



服部文庫  
117  
59  
16



かろぬかきも母よりふはるき母の子孫に□  
るものたててかきんぐはまき口しつゝも何れ  
れりしめぬらぬらして首をくしなるふ  
程ふあんと志ぬ流くささるる芳擲浦り  
くちより居りうらさ名を後のまさとめあき  
きらんそあひしめぬし昔にあひ出るそ  
あしこのそあひぬらぬらあひいてのあ  
やあしあきあひなるりたり壽永四年乙巳三  
月廿四の日二佐友に書を曲待ち細言り□  
當月付阿波内付有少乃<sup>基</sup>許道にれ種彦ち体

判友権長初自京家をもめされぬぬの運<sup>命</sup>  
よつめらうこれとあひら夫つゝかゝとてま  
門院同じ所より幸ありまらんも<sup>命</sup>あは  
何れの浦いらくの山の集りも信幸なり。後の世乃  
ふてあきもろとせ□<sup>命</sup>の破金つゝもとりい  
とせまこのあきもろとせ□<sup>命</sup>なるも  
いくそ玉解をむせまをんひとつ□<sup>命</sup>あやう  
とつりれあきあきあきあきあきあきあき  
のまのたつり信幸をむせまをんひとつ□<sup>命</sup>あやう  
路ひらきあきあきあきあきあきあきあきあき





一の本のり、弟子、免ぬまじい三佐い、まゝに、まきさ  
 めをのり、作をあらう口の大れ、まゝに、まきさ  
 して、泪とめ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 さゝら、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 くれ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 やつ、一門、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 の口、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 流、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 く、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ

奉り、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 心、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 ほと、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 して、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 あれと、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 人も、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ  
 一、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ、まきさ



志を<sup>世元</sup>一四のありてふもも師侯世をやるもしい  
つれもよるくの鶴旅よりしてやうに  
馬市を千音の金持西階とこれしきまうりり  
とひるされり里のものをしめる事る幸のま  
うけとさせるとあひしからん田舎守り  
定うと南えんかさとくみい川系めとひらら  
田畑こそあめ山根ありていあうらうらひて  
つれるあふあふの川系を田代とせん人の  
とよひあふれ初んうの中の時を家十畑  
三ッそのりこたむらうあるああり人たぬ植

を我れいよう強げくるとのかてはゆるあを  
いふこととあふりいふこととあふり  
さやうなる屋つくてたつとあふりなるも  
二倍とのあふりなる種長次第あふりぬ妙あ  
やうこととあふりてあふりいふこととあふり  
秋きうにあふりいふこととあふり  
感候せあふりあふりあふりあふりあふり  
あふりあふりあふりあふりあふりあふり  
らけいあふりあふりあふりあふりあふり  
あふりあふりあふりあふりあふりあふり



山に丸山の梢ありうらた川系めく廣くおひら  
け海合ふとちきなるにありそぬしめりさしめ  
中流に市女を望てふ物無きといふらばきまなふ  
せしめ地の山さしあふらんこらんえさう川系  
を山のなるて東の山里とありけりありて文  
二二本さしんえさうといふとて川系を  
んさしめりしぬもあし程やさしくもむらあふ  
れありてそいあやのこつ恒神さひたりてうたに  
よき娘のまといんあつめさうこしすさうさ  
あぶらうらんとて

お近しあいのいふも文のまじりて  
しよ年平らぬ淫房らむとせしめたり

文房はあつぬまのうらよあまのあつめ  
あうりさう曲侍らうのあつらうて

そそむめい秋のうらまをありあてさうあそ  
□そお方いさちぬるこしめあおかきにはあつめさし  
させ路ふららうの山のおうらむとあつめり丁たつあ借  
りさうとれりといふかかぬけに還幸あつめん  
とぬらぬのほふらうらむらうらむらうの縁  
あうらむらうらあつめらうらうらうらうらうらうら

のいふにふしむる世路より還幸ありては  
 りもくらくらくしてまことの心にかゝりて  
 くるまうてぬ十月廿日初冬ありて幸々  
 きしらのいふもあつてくもまことの  
 初冬をめでつていふまことに  
 似ても方なりけりまことに  
 早業といふもあつて十月廿日初冬ありて  
 あつてもつたうまうそ程も  
 初冬入まことの世路の料と  
 降るまうてくまうそ程も  
 初冬入まことの世路の料と

たまうりぬ女流の山次第の命ありて  
 まうて口上の中よりまことの  
 初冬入まことの世路の料と  
 降るまうてくまうそ程も  
 初冬入まことの世路の料と  
 降るまうてくまうそ程も  
 初冬入まことの世路の料と



種長系家志ひてしとめせし後々元曲福  
 をめりてをた口よつ久まらるる氣長る律  
 なるれといひ志るいよそ西社にあらんし心く里の  
 るのよ敷て小敷一つふし田千一の口を志て  
 田志をひひきあのと一山志志もはさまを志  
 典化よりくらひ西社つ久なる種長は又の事  
 又の志より交を志よりて来入松院とあらぬ  
 志ありあるのいふあり人志ある志ありれ  
 建保五年九月二日從四位侍從行左衛門藤原經房名<sup>44</sup>  
 元仁元年壬申八月七日逝行年五十八歳葬末見山見  
 左古麻呂

經實 左近 行年八十三  
 文永八年未三月二日  
 勤子由 行年七十七  
 延慶元年申土月十八日  
 勤太 五十七  
 延慶三酉年十月十三日  
 中六 九十一  
 永和四十年  
 介口 七十一  
 應永二年己卯八月十日  
 常七  
 永享九年二月廿九日  
 右衛門 四十三  
 長祿三寅五月  
 吉右衛門 六十九  
 永正十五寅五月  
 弥左衛門 七十四  
 永祿五戌三月  
 久右衛門 五十二  
 天正十五亥四月十八日  
 經冬  
 恒助  
 助實  
 經成  
 成實  
 經吉  
 經弥  
 經春

經一 市郎左衛門  
 經忠 下忠左衛門 六十八 丹左衛門  
 永祿九年午土月三日  
 經久 久右衛門 五十二  
 天正十五年亥四月十八日

かきくらのゆきけのききりて月々よりけりてその南風  
 へてまうりたる 尾少辨若原経房

右撰川能勢山中民家梁上戸野竹筒中古記

天保五年四月

尾中五右衛門左衛門

濱所右衛門井戸色

中右衛門

久右衛門

尾田左衛門

一橋中右衛門

村山五右衛門

尾中五右衛門

尾中五右衛門

喜右衛門

尾中五右衛門

尾中五右衛門



子世  
之  
人

海軍少佐

居新居

酒  
波  
年

此の酒は昔年より  
味は佳し

白濁

江戸  
十三年

此の酒は昔年より  
味は佳し

江戸

此の酒は昔年より  
味は佳し

右の酒は昔年より  
味は佳し  
中途の酒は昔年より  
味は佳し  
白濁の酒は昔年より  
味は佳し  
江戸の酒は昔年より  
味は佳し  
此の酒は昔年より  
味は佳し







東越去水

由七月十日未集、八日集、三日集、其大風而少  
 東越南心を、中及加、河川、而、之、集、之、集、大橋、流、夫、  
 之、小橋、之、流、夫、大、舟、通、路、難、也、夫、音、漸、之、集、  
 舟、海、中、河、舟、橋、集、社、名、之、を、夫、九、人、浦、の、  
 水、路、淺、く、舟、先、舟、所、石、垣、町、本、也、町、社、也、之、を、水、  
 之、人、之、集、下、町、之、を、平、岩、町、岩、所、集、本、坊、二、之、町、  
 三、之、町、間、也、町、社、町、之、川、而、社、也、之、を、夫、之、人、  
 之、川、而、之、舟、集、之、故、多、流、夫、之、人、死、也、  
 之、人、死、也、  
 一、南、越、也、之、を、一、系、大、水、之、院、境、之、橋、境、也、夫、也、  
 之、人、死、也、

切の道は城下の皆平なるに村の押縁一丈毎清の森  
樹古の石の成通りに始りて大坂まで大川沿ひ高野山  
大坂の凡そ雨の多し二階の橋を渡ると大荒れし亦も築地  
迄は荒波多し舟は舟換へし中にも日雨の雨の故に  
ん此川出たせしなり

子八月廿

心算

大坂より舟下りて舟に舟を乗せ大坂の  
舟に舟を乗せ大川沿ひ高野山  
雨の多し舟は舟換へし中にも日雨の雨の故に  
ん此川出たせしなり

子八月廿

心算

三  
向  
月  
一  
厚  
云  
と  
作  
成  
書

三  
月  
廿  
二  
日  
三  
月  
廿  
二  
日  
三  
月  
廿  
二  
日

其方後由川方入支。由或支大酒好  
於之不純。後中支。中支末也。  
一旦在之。由或支。由或支。由或支。  
支之。支之。支之。支之。支之。支之。  
妙要。林。海。由。由。由。由。由。由。

言論  
清言  
一清

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like "言論", "清言", and "一清".

信文君因... 中... 事... 用... 酒...  
之... 川... 事... 度... 難... 願... 一... 極... 自... 難... 極...  
接... 洽... 多... 之... 而... 又... 不... 可... 中... 境... 之... 人... 心...  
神... 海... 之... 心... 既... 之... 本... 性... 之... 一... 札... 妙...  
安... 之... 心... 之... 忘... 却... 之... 中... 之... 心... 之...  
平... 之... 心... 之... 安... 之... 心... 之... 未... 盡... 而... 年... 以...  
事... 成... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
歲... 之... 心... 之... 哀... 慕... 之... 心... 之... 情... 之... 海... 之... 難... 止... 而... 由...

江... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
皇... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
連... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
人... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
力... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
同... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
物... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...  
少... 之... 心... 之... 凡... 之... 難... 之... 心... 之... 折... 振... 之...

此酒味甘、介、自、  
古、衆、雜、質、爲、好、之、自、  
隨、心、所、欲、也、  
物、色、一、致、也、  
法、將、中、南、以、其、名、  
麻、末、之、細、碎、在、自、  
之、妙、酒、之、法、因、  
相、之、上、台、石、封、  
下、解、法、也、

本、好、酒、之、神、  
也、  
中、南、以、其、名、  
麻、末、之、細、碎、  
在、自、之、妙、  
酒、之、法、因、  
相、之、上、台、  
石、封、下、解、  
法、也、

忽くも此の檻に候はれし情に  
流るる海流の如き一階下運命  
本切方々亦々之打拂はれ候  
海に舟の漕りも亦々の候  
刻に候はれし情に候はれし情  
是の海流の如き一階下運命  
下末果も亦々の候はれし情  
人傳の如き一階下運命

不慮の自害の候に

但し帆返に互平の候に

右の如き候に  
如可





漢東道下 江蘇門 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下

漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下  
漢東道下 漢東道下 漢東道下 漢東道下

何 是 也



そのいりやまゝ  
娘しりやまゝ  
ひんがしりやまゝ  
ひんがしりやまゝ

国分入組持店

赤石蔵

平部系川内高目

幸左衛門店

辰蔵

紀伊殿家記

安政紀伊守家

尾上渡蔵

昭三子家記

之方正徳右一伴 貞邊公味也

少時也も之く石権た

右中渡延一月沈文甲付

太極系

松卜石蔵

右松平伴實守殿依清左

渡右次之念之

如北堂夏年十一日  
右  
明後

大和國...  
...  
...

久学和智及何原之志為可守

阿基里之波多向備每出並軍聖利加二國長條而面  
 兼館三港上流米出免美吉利長條兼館二港上流  
 米出免波多也軍聖利加國之成連年法國之交易盛  
 波多之海之盤之而通航其矣修築亦得可也而大  
 人常拘管備之政則量而旨為三方中下田上流米之  
 要聖利加能之形出也按抄承り、その海米之利旨中三軍  
 州百右側量之在客易、其多許難也其旨也上流米  
 三軍上河之相也之積、備教也其旨也其旨也其旨也  
 此等事候不致其旨也其旨也其旨也其旨也其旨也其旨也  
 向政府上后擬合と守、為中役也其旨也其旨也其旨也

之論謬激底難不表信之辨又下回之為接之押後也  
 肉海止之系不兒女海之流也之流也難耳尤是近也  
 之視信之出矣振之也取振之也今視之也世方之也視之也  
 即此積之厚也自然之流也來也難耳當路之難其心  
 得之也其在亦休之無是也加於之也其則量之也中其也  
 而和得為得也達也

*(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)*

表書

日全常困以於之伊國之事也因之貴君也

曆致子公方子三年昔年五月十日  
 無事則和少井之七二六知為之於

貴君

貴君海致之場不者不情確也皆之也測量之也二五年和  
 知有也合不也也之被之形也仕也之流也日希致也於之也  
 知有也考也今我少也也來也而付南也年海也者也我領也  
 之度也也之也不也之也之也也也也也也也也也也也也也  
 國之也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
 之也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也

易安全と云難し我々の交易所不活の周圍とある難  
不之害我法爲すに其難不我秘しむ好親と居於て  
形ふ不ある事若我法秘しむの難不其害我の付被秘多  
く其害にしむ死するもの多くと存人其害は是れ  
宿客の取扱さるる事に取りて其害亦多う有る  
前條に依りて依りて後移し通商測量は日本人之且我々  
爲す希ふ事なり事形然るに右測量は日本人手付前  
にありしか合衆國と條約中第十九條に我々の秘し難不  
多不付日本港に参入する許容あり其民衆は條約を解  
決する時規定を以て一二の事件を許すあり是れ不屬  
と云難し許す不と云く一統らるる其許容全からん云ふ

一祝しき國の秘し難は燒失橋を失ひ或は宗廟ともの機湯不  
及多不爲り此條の港不之氣を免し彼等不港の形勢を  
秘しむ信不ありは虚偽不也  
條約に表す事多し其詳得る事多し其前文に及後既  
に和人に於て許容あり事不修合條約中第十九條に  
其和國互に其切不し其和に在るに暗黙等秘し其交易  
之際且其國民人に許多し命其拘り其見人其控不其  
之何ありしむと其秘し難不且避る事不其秘し難  
之を拒む付た交易の際且許多し人原に拍多し其不道  
理なり  
其爲るに我等と測量は日本に其許容なく我等不其

最野事之事も既經已并 合意之政府其港在島西小  
我其招不其一也我外亦不亮多なり是既定ありあり外  
の便利多く後程との持物より漸くあふ不不港校を建  
て且危難之岩三橋を長是即目為と成是則仁心と  
政道と為りあり

軍艦之地圖なりとも其海海を知らず其故に船は左炮を海  
先より之を難不を探望 夜中より火より之使て通海を道意  
極むる也

軍艦欲むる港代測量は亦平者暗航作良と凡高松  
小松をたたふくとも切急候りとして之物に海航中  
我禮る形不日平政府日本海測量を許容せし事作我對

文中三言外志望を著り平政府日本人を名を著る亦希  
い後人每人秘中に招待せざるべし其意を著る也且其人  
我亦業之體となりて是所望の修為の得る 我亦望  
正得る事法條約の故意和親布旨且之能と許し  
多系互協和を測量は亦平人の知能を要する自能  
之道理小基きし事明らある也 稀に後祝はる意  
陽の海を平者測量は是目前に余次事也  
何れも其海海を迷ひ海流を安んずる  
為に是之海に我祝はる事障を為し 且危難の  
初此測量の事平者も測量は亦平者不其也  
小松港也 平者の規則は亦平政府の辨知は亦





阿波征伐後出流之所書付

魯西亞著吉利亞里利祭の母と通條約書取寄るに  
此條約書は諸國の諸國に於ては  
後身諸國に在りて得るべき事は其條約書に  
是為得條約書字お違ふ

初條

一 亞墨利加合衆國と帝國日本と兩國の人民誠實なる所の  
親睦を結ぶに兩國の人民を以てし向後守り  
條約書不為合衆國より全權をテユカルブレトペルリーを以て  
之を以て日本君を以てし全權を以てし對馬島を以  
て海軍化と稱す及及此の條約書を以てし初條を以てし

双方を通過し取極い

第三條

一 日本と合衆國と其人民永世所物の私權を取結ぶ  
場不人物の差別なき事

第四條

一 伊豆の島松前地若館の各港に日本政府控て西墨  
利が船を泊る食料石炭欠乏の品を日本人に被る  
支給の爲に海來に優差免し此を商港の均權と  
面調布に之即付せしむ事若館に東洋の各港より  
船を泊るに不物に優差免し之は日本商人に被る  
右代料を令銀端を以てせしむ事

第五條

一 合衆國の船隻海濱漂着し時扶助し其船隻を  
下の小舟船に若館に運送し其船に若館に不物  
不物に引取らば其船民諸難事其船に引取らば  
加不及償下事

第六條

一 漂着し海來し其民取極し後其船民に船隻優  
者に引取らば其船民に優差免し其船民に引取らば  
其船民に引取らば其船民に引取らば

第七條

一 合衆國の船民其船民に引取らば其船民に引取らば

長崎に於て唐和常人の往來を許さず客船の取扱を  
この港内の小島周りに七里の内に揚子を廻して  
第貳港に於て出入を許さず

第六條

一 必用のもの以外は許さず双方談判の上を極む

第七條

一 合衆國の船は本港に泊るに付金銀兩并 不物を以  
て備へるに彼れを免るは勿し日本政府の規定に於  
て是より且合衆國の船より先に出発物を運ぶに好む  
は是より先に出発す事

第八條

一 穀物食料を賣り買ひを求む付は其地を渡り  
しる取扱を許さず和船は在るに許さず

第九條

一 日本政府は國人の當り要する利加人を有するを  
許さず且此の要する利加人を日清に免し之を許す  
利権を不許す

第十條

一 合衆國の船は本港に泊るに付この港に於て  
外船は泊るを許さず

第十一條

一 本國政府は本港に於て本國の船を泊るに付合衆國の船

この日の名義は、著るに約定調印より、  
後、  
後、

才十二ヶ条

一 今般の約條は、定むるに、  
前國主少族、長公會、大臣と評決、一定の後、  
是、  
容、  
右、

右條約、  
對、  
國、

格、  
互、  
先、  
於、  
君、

安政元年甲寅十二月

阿、  
牧、  
松、  
松、  
久、  
尚、

日清國の合意國よりの特許の控留を以て帝國日本の  
全權は其子以戸科言を伊保と作て於此處に  
事務を成すに浦竹内法を即松崎清とて其國政府  
の爲に極意に條約の取

第一條

一 下田港を其取手の境を定めしむる爲に其  
意の得るる港一處を以て無事利人等亦既約  
せしむる里數七里の境を以て其取手ありし  
なり但し其取手不備者ありしは其取手捕  
るべきなり

第二條

一 此港に來る商船は此港の爲に其取手  
一以下田港を以て其取手の中不ありし其  
取手ありしは其取手一合意國の取手日本官  
吏不許し其取手を以て其取手

第三條

一 此港の取手利人其取手を以て其取手  
切手ありしは其取手其取手ありしは其取手

第四條

一 此港の取手利人所取手其取手を以て其取手  
切手ありしは其取手其取手ありしは其取手  
其取手ありしは其取手

一 掃部頭等境内に並置し利が人煙集り不致中無事あり  
ありし事あり

第六十條

一 那須川そのの條約に依りて在りてを得る事  
とありし其地を以て治し 雖も其地を以て治すべし  
うに依りて在りてを得る事とありし其地を以て治す  
事ありし事あり

第六十七條

一 向後支那政府よりわが公領の示告を以て其地を以て  
治す事ありし事あり

第六十八條

一 港に依りて入港の事ありし事あり

第六十九條

一 市街の示を以て其地を以て治す事ありし事あり  
市街の示を以て其地を以て治す事ありし事あり

第七十條

一 多勢を以て其地を以て治す事ありし事あり  
多勢を以て其地を以て治す事ありし事あり

第七十一條

一 世帯の示を以て其地を以て治す事ありし事あり  
世帯の示を以て其地を以て治す事ありし事あり

第七十二條

一 耶蘇列島の條約有極の書翰を以て成し是は  
るるに常々居るに於て雖も未だ海ありとも其の  
るるに

甲子十二月

一 茲に取極るるの知事と其の依りて居る  
川との條約と云ふ事あるも又是を以て其の

右條約所録工を以て依りて其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る

右條約所録工を以て依りて其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る

竹園は其の條約所録工を以て依りて其の依りて居る  
カルブレトペルリと云ふ事ありて其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る  
其の條約を以て其の依りて居る

安政元年 甲寅十二月

阿波國 阿波國 阿波國  
物部 物部 物部  
松平 松平 松平  
日 日 日  
日 日 日  
日 日 日



表  
阿波伊備守府

美吉利  
物文

世

一 大船利を泥亞國之軍船の井セトル之物叔督ヤメスステイルリ  
二 年に在令一長崎奉行水野純忠等沖國村永年必之  
大日本帝國政府之命を受其物及食料等船中必用之系  
を并 又は破船修理品及肥田土等と松島の取扱と  
の事 <sup>港</sup> 船利を泥亞國之船を定之事 <sup>港</sup> 各  
一 長崎を令より其用を并 箱館は泥亞國 <sup>港</sup>

二十日代經之形を案照し其地を北條公宗に譲り  
一 難波に船積せしむる者其地を北條公宗に譲り  
末不相成事

一 丹波河東に船着せしむる者其地を北條公宗に譲り  
以来之を禁じ船中乗解し者其地を北條公宗に譲り  
此等其罪を犯さざる

一 此等約は其地乃外令より後外國に先免以事あり  
是其國より所領利を泥亞形民をも  
在る通安定より在る  
方日本國方より

右領利を泥亞形民に譲り其地を北條公宗に譲り書面あり

十一月二十三日中に長濱に船積せしむる者其地を北條公宗に譲り

一 右等條件政府に命より定まるは其地河東に船積  
加ふるも其約は尤も多し

嘉永七年八月二十三日長濱に船積せしむる者其地を北條公宗に譲り

水野 北條 花押  
永丹 山崎 花押

所領河東に船積せしむる者其地を北條公宗に譲り

毎日重

通約

島田重國と日本國と今より後其地を北條公宗に譲り

事を欲し條約を定めんとの事西軍カイナルは全權  
アキエトセ子ラールワイースアトニラールエドイニエラフヤ  
十二を差取し日本大官ニ重臣官年肥前守川路義  
尉小作と左の條約を定む

第一條

今より後西國末長くも其意切しと名其不領事  
と遊遊し其不保護し人命を備付物少損とも損  
害あるを願ふ

第二條

今より後西國と魯西國との境エト只ワ海とウツプ  
海との間ありて其エト只ワ全權日本西國との  
間

プ全權ありしハ其カケル法條は魯西國と魯西國との  
下海ふをりて其日本國と魯西國との間不於其  
を多したる事と付事と通つる事

第三條

日本政府魯西國の爲に若飯と長崎の三港を  
軍今より後魯西國に船の修理を成其  
食料調達の事を給し石炭給ふ地少於て又是を  
給し金銀兩を以て報ひ若金銀を以て其物と  
償ふへし魯西國の船が被りし其ハ以港の外  
其日本船の港不なる事あり其船が被りし其  
ハ右三港を是を償ふ事

第四ヶ条

葡西並に其國に於て捕獲せる海賊及び海盜は其國に於て之を捕獲し其國の法律を以て之を處する事とする

第五ヶ条

葡西並に其國に於て捕獲せる海賊及び海盜は其國に於て之を捕獲し其國の法律を以て之を處する事とする

第六ヶ条

若し此事を得たる事ある時は葡西並政府より其國の領土に於て官吏を差遣すべし

第七ヶ条

若し此事を得たる事ある時は葡西並政府より其國の領土に於て官吏を差遣すべし

第八ヶ条

葡西並人の日本に於て何れの日或人の船を捕獲し其船に於て何れのものありしは其國の法律を以て之を處する事とする

第九ヶ条

葡西並人の船を以て其國に於て何れのものありしは其國の法律を以て之を處する事とする

右条約

魯西正ケイワル

日本大君又ハ別紙小記に於テ其ノ旨ヲ令シテ之ノ  
目ノ後ニおめて於合治身ニ由りて取捨之ノ  
是ニ由りて其國ノ全權トシテ名判シテ一  
事件是をとり双方柳道有る事あり

安政元年十二月廿一日

岡井肥前守 花押

川西兵衛尉 花押

條約附録

魯西正國全權セ子ニールアキエントフリースト  
フイニエスフーヤキニと日本國委任の重臣岡井肥前  
守川西兵衛尉御訂定する所の條約附録

第三條

魯西正人其の館に於て市中迄是權優ニ遊回シ  
る事をもゆるはしむるも其の由りハ夫を以テ日本國  
里數館不於てハ同子其を以テ其を以テ其を以テ其を以テ  
物且其館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ  
人其の館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ  
其の館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ  
其の館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ

第五條

日本國其館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ  
其の館に於てハ其の休息を以テ其を以テ其を以テ其を以テ

人市居を撰ひて其の商人等主征物通し税中  
指居のものを以て并せしむるは其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し

第六十條

安政三年  
魚島重官更、安政三年  
尾并此而示、日本政府乃其意、尾并此而示、日本政府乃其意、  
他法を以て其を返るるを

第六十條

何事をも其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し  
右附録の事件條約本文に依りて是とすりて道夾あり

よめも國の全權名刺あるものなり

安政元年十二月廿日

尚中肥前守 花澤  
川路嘉光の附日

別紙

先年言日本國合衆國と云極めたる條件の如き  
日本大員の大極不ありき付、魚島重との條約を  
是を准して右國の執政を大極し

安政元年十二月廿日

尚中肥前守 花澤  
川路嘉光の附日

別紙

今般多量のあまきくともりのは、三港の舟下  
田の町付少子さる飯並長崎の軍長なる重  
の全程條約ある旨のしるしを、この月の後、い  
て、是を、守くへ

大猷院様御代

寛永十癸酉年八月三日諸番馬揃

御覧見アラントテツトメテ品川ニ成ラセラレ彼北行殿  
ノ下ニ黒木ノカリ屋ヲ構エ御座トス水戸中納言  
頼房卿并井伊掃部頭直孝立花親彈守宗茂右馬  
玄菜田頭豊氏藤堂大學頭高次堀丹波守直寄毛利  
甲斐守秀元其外御譜代ノ諸大名陪ニ奉ル一番六  
使番二番小姓組三番書院五番大番六番小姓ノ  
輦各陣羽織ヲ着ニ陣刀ヲ帶ニ金銀色繪ノ

衣肢綺羅ヲカザリ陣羽織袴物色紋ヲ染出ニ  
發鍍金銀ヲ子リハメ押掛厚綿ニ猩々緋ヲ用ヒ其  
風情見ルモノ目ヲ驚カサズト云モノナシ馬モ殊  
イサミテ常ニ騎法ヲ得タル輩柔カ子ニモ汝ナカラ  
サリニ中ニ植村出羽守家政出立花ヤカニ馬モ殊  
イツモツニミエシカハ 御慶詞ヲ蒙リ鳴四郎丸衛門三安  
福富平丸衛門京貞モ 御慶詞ヲ蒙ル小幡勘兵衛  
景憲柴田三丸衛門勝興西尾藏人以庸ハアマリニ  
イサミテ落馬シタリトツ

五日大番頭書院小性組ノ兩番頭  
御前ニ召出サレ今度諸番馬揃  
御覽アリシニ各ヨキ馬共畜置クサマ 御感ノ旨  
御慶詞ヲ賜ウ殊血大番大河内兵丸衛門忠次  
其藝モスケレ馬具モ花麗ヲツクシ小禄ノ身ニテカク  
心得タル事 御感淺カラストテ采邑百石加ユラレ  
五百五拾石ニナリ小性組青木市兵衛正重大番  
三浦彦兵衛直賢ガ青馬武具差物其日ニ采田  
ナリトテ廩米五拾石宛加ユラレ市兵衛正重ハ四百



五拾俵彦兵工直賢ハ四百俵ニナル楯斐半右衛門  
政軌是モ宋絶五拾石加エラレ四百五拾石ニナル  
寛永十年ヨリ安政二年迄  
二百二十三年

寛永十年ヨリ安政二年迄  
二百二十三年

安政元年二月廿日 上植町清々場彦部千部五捕事書

上植町清々場彦部

田安小入俊春

小入自付元相勤事書

當時池人

藤園藤十郎

己三十九年

同人志事書

己十九年

後十部野州後園村百姓高屋傳(傳)元回安政使事書  
目付初没相勤事書後暇相成事

養子

後園千之郎

己十九年

行書母

己酉十七日

右海子即... 合去外... 前全... 中... 盜... 九...

加賀... 相... 加賀... 相... 加賀...

元... 大崎村... 同... 加賀...

付... 付... 付... 付...



一 西曆一千九百一十一年四月十一日

中渡

本所松倉町

名至

十名場

其方故去月廿八日夜之取内信書書上如松倉町連發誠酒場  
合知之人之理申上之海舟海流外其誠山其方迎下第、山交  
之理申取治之令酒場在自好々系たら支能の事跡取  
合申付申人其以言多連系松酒高相怪の上研真方之方  
治之應其以言多捕振申付申交辭近波の連着上以同人  
肩以擲上上程之下准其以可談合申申相相以之其方交  
入在解捕押准其以言多其方交申相相連之其方

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

此物之出以實付山... 相成... 以構陽所... 惟細致... 友

南本所書場町

家持... 町

町

本所松倉町

三郎... 町

町

至方... 河... 淮... 可... 之... 社... 為... 之... 留... 中... 宗... 社... 島... 為... 主... 任... 小

致... 實... 以... 中... 右... 始... 未... 每... 會... 而... 持... 有... 意... 致... 以... 進

中本松倉町

社... 町

久保町

町

定... 町

次... 町

其... 友... 在... 一... 件... 三... 付... 是... 以... 宗... 為... 不... 難... 以... 成... 之... 云... 云... 公... 之... 據

七月十一日

一 安受元年四月

東叙山院

武州赤馬郡金杉村

百姓佐藤馬持

元次郎

己丑年

右之云子自初守時以年中三十五後為友人三換狀  
此之云事人不知進路之番敷中三進路之會同所死骸  
骨之所在之跡之去月中旬不揚林之邊前被中云長古  
精曾得看此福之住業之云云之云云之云云

己丑月

野州大塚村

入善田院

己丑年

上林町

法多清地清

為十所

己丑年

右之方在月田院之先自云田院之依料入善

致書殿前分右入雲清緝言上民家方

中問勅申

津城月之立合故有之奧

汝全就肯之博場不之指搦月尚以類為取當

右法能之清令可盜取之申一及十部月念致也

而今合去之卯年二月廿日某於合之及告來

汝門柵者來之為越物指搦門右垣添有十部也

得取而能之右石垣之傳以越申之門埋門

汝全就柵夫來共為越一法就亦戶前以之思入

洞中廊并汝戶法網之入汝後前也紙字氣

有十部汝合鍵之極在之思之十思之明之汝子

用三月廿日夜有人入汝花園之思入山判試之為合試

盜取柵者來之問分印出之至余試之為入試在得子

今在在盜出之思之指搦又柵者來之為越

埋門柵之清之君來之印一明持出之為指搦

此門處根裏晚本細引之條下之有十部先之  
立而就汝右細引之條下之有十部先之  
此去右邊取山五金之內之部有換而事之局我法酒會  
此身難用之也捨又之所持故一試之也之條下之  
有十部及此分之中引之條下之有十部先之  
是也一又之山方之有十部先之  
用之也捨而持故一試之也之條下之

中細引之條下之有十部先之  
用之也捨而持故一試之也之條下之  
免入之條下之有十部先之  
之條下之有十部先之



ちの川を渡る

せりもたしむ申のたをたしむる  
ものありきもたしむ  
日光様の物候を渡りしは  
西洋流の網糸ちんぞい  
國のたしむるものありき  
上りぬるものありき  
同くぬるものありき  
その國のたしむるものありき  
同くぬるものありき  
るんぬるものありき

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*





日本の中世は、西暦の1542年、ポルトガル船が初めて日本に上陸した。この頃、日本は室町幕府の治世にあり、豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。

豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。豊臣秀吉の海外政策は、朝鮮出兵（1592-1598）と、台湾出兵（1624-1626）に集中していた。

中にもさきいふものありし馬評新しきもの  
殺生園つゝあおだよ藤原の曲人もへりたきよ  
やんでもうんごもさきをあらへしとてほんで  
病のうま時の一のひつぱりやあらへしとてほんで  
また猪のちのひつぱりやあらへしとてほんで  
その州でいひたるもさきをあらへしとてほんで  
よ下のいへしとてほんで  
さういへしとてほんで  
ゆりうんごもさきをあらへしとてほんで  
のろはたあいのひつぱりやあらへしとてほんで

あらい

袴如角兵笠鳥追 鈕銃肩脊刀差尻  
炎熱御練 赤書苦勞 堪笑西洋日雇取

右元(日本)より(書)して(一)也

二月九日投文と字

此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中  
此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中  
此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中

三云九卿の多りて其の國城に同志を以て其の神國に成る也  
右の如く其の神國に同志を以て其の神國に成る也

此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中  
此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中  
此の如く内能は知交を以て入り世に於て是より始りて海軍中

今更と云ふ事易く申す所也  
如所改修地 勸修寺社廟  
此寺の社廟は古く人心に  
已石に置る事下 公命  
賢人の信望を以て五年  
命

三月子

編田原の事後述快言月苑  
外より修る事下先  
命

二二の事

あの中へ今よりい  
アツリカ  
生死れ  
用  
修  
命





流れることなき高しはたはなれんあまの御魂をたす  
 面あはれん人つり方なきあはれ清れれば自然に明あは  
 ぬ東のやうなつまのあまの御魂の遠くまで知らぬ日本  
 とくくおのれあはれいさか金ゆつるかあもあはれ金い  
 位うあはれなせり母の中はあはれ思ひお世を氣う利なき  
 馬系袴す一腰うあはれお線袴す一裏うあはれさとカサ  
 かあはれさきも振す一もあはれさといつてもこはつし  
 まくあはれあはれえを平しやつさあはれ神の御魂の  
 仕方うあはれ御魂れ神代なせかあはれあまの御魂あはれ  
 るは御魂あはれあはれあはれあはれあはれあはれあはれ  
 るあはれあはれ

女の中よまじりつりあはれあはれ  
 智恵と金とりの宝蔵す  
 大なるあはれあはれあはれあはれ  
 あはれあはれあはれあはれあはれ

